

令和4年度都区財政調整東京都提案事項の概要（都）

令和3年12月3日

第1回都区財政調整協議会幹事会

東京が、日本の首都として、新型コロナウイルス感染症を乗り越え、持続可能な成長を遂げていくためには、「サステナブル・リカバリー」の視点から、都と特別区の連携を更に強化していくことが重要である。

しかし、都区を取り巻く環境を見ると、元来、税収構造が不安定である上に、過去には都市の財源を狙い撃ちにするような税制改正が行われ、都区ともに大幅な減収となった。

このような税制改正の背景には、国や他の自治体からの都区に対する厳しい目線があることを、双方で改めて強く意識する必要がある。したがって、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している事項も含めて、より厳しく見直しを行い、一層の合理化を進めるなど、自律的に算定を見直し、これまで以上に適切な運営を図る必要がある。

以上の基本的認識を踏まえ、東京都は下記のとおり提案を行う。

記

東京都は、令和4年度都区財政調整協議において、各費目の算定内容の見直しについて14項目の提案を行う。

令和4年度都区財政調整東京都提案事項(都)

算定内容の見直し

【議会総務費】

項 目	提 案 の 内 容
広報広聴費の見直し	特定財源「広告料収入」を新規に算定する。
職員互助組合等交付金の見直し	職員互助組合等交付金のうち、事業運営助成金について、算定を見直す。
出張所管理運営費の見直し	出張所の管理運営に係る経費について、算定を見直す。

【民生費】

項 目	提 案 の 内 容
老人クラブ助成事業費の見直し	老人社会奉仕団活動育成事業費の算定を廃止するとともに、老人クラブ助成事業に係る経費を見直す。

【衛生費】

項 目	提 案 の 内 容
成人保健対策費（訪問指導）の廃止	訪問指導の実施に係る経費について、算定を廃止する。

【清掃費】

項 目	提 案 の 内 容
不燃ごみ中継作業経費の見直し （態容補正）	不燃ごみ中継施設の用地賃借料に係る加算について、算定を廃止する。
不燃ごみ中継施設の改築・プラント更新経費加算の廃止 （態容補正）	不燃ごみ中継施設の改築・プラント更新経費加算に係る態容補正を廃止する。

【経済労働費】

項 目	提 案 の 内 容
農業委員会運営経費の見直し （態容補正）	特定財源「都支出金」について、農業委員会交付金の実績を踏まえ、算定を見直す。
農漁業振興経費の見直し （態容補正）	農業委員会を設置している区に対し、農漁業世帯数に応じて加算する算定方法に見直す。

【土木費】

項 目	提 案 の 内 容
公有地拡大推進法施行事務費の見直し	公有地拡大推進法施行事務費について、算定を見直すとともに、都市整備総務費へ経費を移行する。
地籍調査事業費の見直し	地籍調査に係る事業費について、算定を見直す。
道路改良工事費の見直し (態容補正)	減算額の算定方法を見直す。

【教育費】

項 目	提 案 の 内 容
学校運営費（防犯ブザー）の見直し	児童生徒に配布している防犯ブザーに係る経費について、算定を見直す。
教育研究奨励費の廃止	教育研究奨励費について、算定を廃止する。

令和4年度都区財政調整東京都提案事項説明資料(都)

1 議会総務費

項 目		説 明
【議会総務費／経常】 広報広聴費の見直し (百万円)		1 概 要 広報広聴費について、特別区の有料広告事業の実態を踏まえ、特定財源として「広告料収入」を新規に算定する。
改定後	4,747	2 算定内容 <標準区経費> 改定前 事業費 110,931千円(固定費) 83,550千円(比例費) 特定財源 0千円
改定前	4,854	差引一般財源 110,931千円(固定費) 83,550千円(比例費)
増△減	△107	改定後 事業費 110,931千円(固定費) 83,550千円(比例費) 特定財源 3,895千円(比例費) 差引一般財源 110,931千円(固定費) 79,655千円(比例費)
【議会総務費／経常】 職員互助組合等交付金の見直し (百万円)		1 概 要 職員互助組合等交付金のうち、事業運営助成金について、算定を見直す。
改定後	257	2 算定内容 <標準区経費> 改定前 2,894千円(固定費) 9,636千円(比例費)
改定前	332	改定後 7,626千円(固定費) 2,974千円(比例費)
増△減	△75	
【議会総務費／経常】 出張所管理運営費の見直し (百万円)		1 概 要 出張所の管理運営に係る経費について、算定を見直す。
改定後	3,191	2 算定内容 <標準区経費> 改定前 10,064千円(固定費) 145,533千円(比例費)
改定前	4,243	改定後 138,734千円(固定費)
増△減	△1,052	

2 民生費

項 目		説	明
【老人福祉費／経常】 老人クラブ助成事業費の見直し (百万円)		1 概 要 実施区が1区のみである老人社会奉仕団活動育成事業費の算定を廃止するとともに、老人クラブ助成事業に係る経費を見直す。	
改定後	590	2 算定内容 <標準区経費> 改定前	事業費 21,882千円 (比例費) 特定財源 2,524千円 (比例費)
改定前	611		差引一般財源 19,358千円 (比例費)
増△減	△21	改定後	事業費 165千円 (固定費) 21,109千円 (比例費) 特定財源 2,524千円 (比例費) 差引一般財源 165千円 (固定費) 18,585千円 (比例費)

3 衛生費

項 目		説	明
【衛生費／経常】 成人保健対策費（訪問指導）の廃止 (百万円)		1 概 要 成人保健対策費（訪問指導）について、実施区が5区のみであることから、算定を廃止する。	
改定後	0	2 算定内容 <標準区経費> 改定前	事業費 151千円 (比例費) 特定財源 66千円 (比例費)
改定前	2		差引一般財源 85千円 (比例費)
増△減	△2		

4 清掃費

項 目	説 明						
<p>【収集作業費／経常】 不燃ごみ中継作業経費の見直し（態容補正Ⅰ）</p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>※ 態容補正については、実績に応じて当初算定時に加算するため、影響額はゼロとしている。</p>	改定後	0	改定前	0	増△減	0	<p>1 概 要 不燃ごみ中継施設の用地賃借料について、加算対象となっている2区すべてにおいて算定実績がないことから、算定を廃止する。</p> <p>2 算定内容 加算する経費のうち、「当該年度における不燃ごみの中継施設の用地賃借料として知事が算定した額」を廃止する。</p>
改定後	0						
改定前	0						
増△減	0						
<p>【収集作業費／投資】 不燃ごみ中継施設の改築・プラント更新経費加算の廃止（態容補正Ⅱ）</p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">改定後</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>※ 態容補正については、実績に応じて当初算定時に加算するため、影響額はゼロとしている。</p>	改定後	0	改定前	0	増△減	0	<p>1 概 要 不燃ごみ中継施設は廃止が続き、令和3年度時点では2施設となっており、該当の施設については、改築・プラント更新の予定はないことを確認している。 本補正は平成18年度に設定して以来、一度も算定実績がなく、また、今後算定する見込みもないことから、算定を廃止する。</p> <p>2 算定内容 収集作業費（投資）の態容補正Ⅱを廃止する。</p>
改定後	0						
改定前	0						
増△減	0						

5 経済労働費

項 目		説	明
【産業経済費／経常】 農業委員会運営経費の見直し（態容補正Ⅰ） （百万円）		1 概 要 農業委員会運営経費の特定財源「都支出金」について、農業委員会交付金の実績を踏まえ、算定を見直す。	
改定後	130	2 算定内容 改定前	人件費 10,761千円 事業費 8,811千円 特定財源 375千円 差引一般財源 19,197千円
改定前	134	改定後	人件費 10,761千円 事業費 8,811千円 特定財源 911千円 差引一般財源 18,661千円
増△減	△4		
【産業経済費／経常】 農漁業振興経費の見直し（態容補正Ⅱ） （百万円）		1 概 要 農漁業振興に係る経費については、農漁業世帯数に応じて態容補正で加算している。 態容補正は、態容による行政の質的量的差異により、単位当たり経費が割高又は割安となるものについて補正を行うものである。 現在の算定では、事業実施区9区に対し、該当世帯のある20区に経費を加算しており、態容補正のあり方から見直す必要がある。 そのため、農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直す。	
改定後	250	2 算定内容 改定前	農漁業世帯を有する区に対し、農漁業世帯数に応じて加算
改定前	275	改定後	農業委員会を設置している区に対し、農漁業世帯数に応じて加算
増△減	△25		

6 土木費

項 目		説	明
【都市整備費／経常】 公有地拡大推進法施行事務費の見直し （百万円）		1 概 要 公有地拡大推進法施行事務費について、算定を見直すとともに、都市整備総務費へ経費を移行する。	
改定後	0	2 算定内容 <標準区経費> 改定前	429千円（比例費）
改定前	12	改定後	6千円（固定費）
増△減	△12		

6 土木費（つづき）

項 目	説 明																														
<p>【都市整備費／経常】 地籍調査事業費の見直し</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">107</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">215</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">△108</td> </tr> </table>	改定後	107	改定前	215	増△減	△108	<p>1 概 要 国土調査法に基づき実施されている地籍調査に係る事業費について、算定を見直す。</p> <p>2 算定内容 <標準区経費></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">改定前</td> <td style="width: 30%;">事業費</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">37,326</td> <td style="width: 50%;">千円（固定費）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">27,995</td> <td>千円（固定費）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引一般財源</td> <td style="text-align: right;">9,331</td> <td>千円（固定費）</td> </tr> <tr> <td>改定後</td> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">15,540</td> <td>千円（比例費）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">11,655</td> <td>千円（比例費）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引一般財源</td> <td style="text-align: right;">3,885</td> <td>千円（比例費）</td> </tr> </table>	改定前	事業費	37,326	千円（固定費）		特定財源	27,995	千円（固定費）		差引一般財源	9,331	千円（固定費）	改定後	事業費	15,540	千円（比例費）		特定財源	11,655	千円（比例費）		差引一般財源	3,885	千円（比例費）
改定後	107																														
改定前	215																														
増△減	△108																														
改定前	事業費	37,326	千円（固定費）																												
	特定財源	27,995	千円（固定費）																												
	差引一般財源	9,331	千円（固定費）																												
改定後	事業費	15,540	千円（比例費）																												
	特定財源	11,655	千円（比例費）																												
	差引一般財源	3,885	千円（比例費）																												
<p>【道路橋りょう費／投資】 道路改良工事費の見直し (態容補正Ⅲ)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">改定後</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>増△減</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> <p>※ 態容補正については、実績に応じて当初算定時に減算するため、影響額はゼロとしている。</p>	改定後	0	改定前	0	増△減	0	<p>1 概 要 土木費では、全ての区道の道路改良（更新・改修含む）工事費を算定している。 一方、その他諸費では、都市計画交付金の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費について、交付対象経費における地方債収入相当額を算定している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">特定財源を除く地方負担額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 地方債収入相当額（基本は概ね75%） ⇒均等分割により、その他諸費/財産費で算定 </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 都市計画交付金 （基本は概ね25%） </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">実額単価</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">区道の改良（更新・改修含む）に要する経費で算定済 ⇒現在、態容補正Ⅲにより減算</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">整備面積</p> </div> <p>そのため、都市計画道路の更新・改修を行った場合、土木費算定額と、都市計画交付金に地方債収入相当額を加えた額とで算定の重複が生じることから、現在、態容補正Ⅲを設定し、減額算定している。 しかし、現行の算定方法では、都市計画交付金算定対象の地方負担額と本態容補正による減算額が一致せず、財調算定上の不整合が生じていることから、算定方法を見直す。</p> <p>2 算定内容 改定前 道路改良単価×都市計画交付金対象面積×種別補正 改定後 都市計画交付金算定対象の地方負担額</p>	地方債収入相当額（基本は概ね75%） ⇒均等分割により、その他諸費/財産費で算定	都市計画交付金 （基本は概ね25%）																						
改定後	0																														
改定前	0																														
増△減	0																														
地方債収入相当額（基本は概ね75%） ⇒均等分割により、その他諸費/財産費で算定	都市計画交付金 （基本は概ね25%）																														

7 教育費

項 目		説 明								
【小学校費・中学校費／経常】 学校運営費（防犯ブザー） の見直し (百万円)		1 概 要 児童生徒に配布している防犯ブザーに係る経費について、算定を見直す。 小学校費…特別区の実態を踏まえ、算定を充実する 中学校費…実施区が6区のみであることから、算定を廃止する								
改定後	34	2 算定内容 <標準区経費> 改定前 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校費</td> <td>1,676千円 (比例費)</td> </tr> <tr> <td>中学校費</td> <td>1,479千円 (比例費)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,155千円 (比例費)</td> </tr> </table> 改定後 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校費</td> <td>2,101千円 (比例費)</td> </tr> </table>	小学校費	1,676千円 (比例費)	中学校費	1,479千円 (比例費)	合 計	3,155千円 (比例費)	小学校費	2,101千円 (比例費)
小学校費	1,676千円 (比例費)									
中学校費	1,479千円 (比例費)									
合 計	3,155千円 (比例費)									
小学校費	2,101千円 (比例費)									
改定前	46									
増△減	△12									
【その他の教育費／経常】 教育研究奨励費の廃止 (百万円)		1 概 要 教育研究奨励費について、実施区が7区のみであることから、算定を廃止する。								
改定後	0	2 算定内容 <標準区経費> 改定前 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>3,072千円 (比例費)</td> </tr> </table>		3,072千円 (比例費)						
	3,072千円 (比例費)									
改定前	47									
増△減	△47									